

太陽光発電施設設置に係る県内市町村取組状況等調査結果(R2.4末現在)

地域	市町村名	届出等を要する法令等の有無	法令等担当窓口(課、係名)	根拠規定	条例等名称	主な内容	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結	条例	規則	要綱・要領	規定	基準	ガイドライン		
佐久	小諸市	○-有	生活環境課 生活環境係	○-条例	小諸市環境条例 小諸市環境条例施行規則	対象行為:敷地面積が500㎡を超える太陽光発電設備の設置 対象地域:市長が指定する開発規制地区 着手の30日前までに届出が必要	○-届出制	○-要する	×-不要	×-不要	○	○						
		○-有	生活環境課 生活環境係	☆-ガイドライン	小諸市太陽光発電事業の適正な実施に関するガイドライン	対象:市内において土地に自立して設置する太陽光発電設備を用いた事業 内容:環境条例に基づき、事業者が遵守すべき事項をガイドラインとして明示 ・設置をするべきでないエリア ・市が所管する関係法令の手続き等 ・事業計画の策定 ・地域住民との合意形成と協定締結 ・運用管理と撤去処分	★-届出不要	○-要する	○-要する	×-不要							○	
		○-有	生活環境課 生活環境係	△-要綱、要領	小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱	市内で合計出力10kW以上の設備を用いた事業を行う場合、市への事前協議と届出、地域との合意形成が必要。さらに合計出力50kW以上の設備の場合、地域への説明会実施と協定締結が必要。	○-届出制	○-要する	○-要する	×-不要			○					
	佐久市	○-有	環境政策課	☆-ガイドライン	佐久市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン	市内の土地に自立して設置し、売電を目的としたもの全て。 エリアの設定、事業者、土地所有者が配慮すべき事項の提示、事業計画認定申請前での説明会の開催、協定の締結を行う。	×届出不要	○-要	×-不要	×-不要								○
		○-有	環境政策課	△-要綱、要領	佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱	土地に自立して設置する太陽光発電設備で、太陽電池モジュールの合計出力が50キロワット以上の発電事業。事業計画認定をする前に、地元説明会の開催、協定の締結、市への事前協議を行う。	○届出制	○-要	○-要	×-不要			○					
	小海町	○-有	総務課企画係	○-条例	小海町自然保護条例	土地に自立し設置する太陽光発電施設で、10kw以上の出力を有するものである場合(面積は加味しない)。	○届出制	○-要	○-要	×-不要	○							
	佐久穂町	○-有	住民税務課生活環境係	○-条例	佐久穂町環境保全条例施行規則	環境法令:佐久穂町環境保全条例 太陽光発電設備(土地に自立して設置するものに限る。)の設置、回収又は増設が500㎡以上。別途定める許可・保全基準により対応する。	◎許可制	○-要	○-要	○-要	○	○					○	
	川上村	×-無																
	南牧村	○-有	産業建設課 耕地開発係	○-条例	南牧村美しいむらづくり条例 南牧村うつくしいむらづくり条例施行規則	関係法令:美しいむらづくり条例 建築及び開発に係る行為全般に対し手続きが必要。 審査:南牧村むらづくり審議会	◎許可制	○-要	○-要	○-要	○	○						
	南相木村	×-無																
北相木村	×-無																	
軽井沢町	○-有	環境課自然環境係	○-条例	軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例	土地に自立して設置する太陽光発電施設について、左記条例の「工作物の新築」に該当し、手続きが必要となる。また、設置にあたっては「軽井沢町の自然保護対策要綱」で設置基準を定めている。	○-届出制	○-要する	○-要する	×-不要	○	○	○						
御代田町	○-有	企画財政課企画係	○-条例	御代田町環境保全条例施行規則	関係法令:御代田町環境保全条例 1,000㎡以上の土地へ、土地に自立する太陽光発電設備を設置しようとする場合は、事前の届出が必要。	◎許可制	○-要	×-不要	×-不要	○	○							
	○-有	建設水道課都市計画係	○-条例	御代田町風致地区内における建築等の規制に関する条例	風致地区内において、土地に自立する太陽光発電設備は工作物とみなし、設置しようとする場合は許可が必要。	◎許可制	×-不要	×-不要	×-不要	○	○							

太陽光発電施設設置に係る県内市町村取組状況等調査結果(R2.4末現在)

地域	市町村名	届出等を要する法令等の有無	法令等担当窓口(課、係名)	根拠規定	条例等名称	主な内容	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結	条例	規則	要綱・要領	規定	基準	ガイドライン		
	立科町	○-有	企画課企画振興係	○-条例	立科町開発基本条例	開発面積が1,000㎡を超える開発行為(土地の造成、別荘地の分譲、土地の開墾、その他土地の区画、形質の変更、土石の採取及びその他工作物の新築、増築又は改築等の行為)うち太陽光発電施設はその他工作物に該当。着手の1か月前までに届出が必要。開発審議会において内容を審議し、開発基本協定を締結する。	○届出制	○-要	○-要	○-要	○							
	立科町	○-有	建設環境課生活環境係	△-要綱、要領	立科町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱	関係法令:立科町開発基本条例 対象行為:土地に自立して設置されるもので、発電出力が10kW以上のもの。 内容:町との事前協議及び標識設置による近隣関係者への周知、開発行為の届け出の提出が必要。開発審議会において委員が内容を審議し、開発基本協定を締結する。	○-届出制	○-要する	○-要する	○-要する			○					
上田	上田市	○-有	都市建設部都市計画課	○-条例	上田市開発事業の規制に関する条例及び条例施行規則	土地に自立する太陽光発電設備で開発面積は1,000m ² 以上かつ太陽光発電出力が50kW以上の場合は指導要綱に基づき開発行為の届出を行うものとする。	○-届出制	○-要する	○-要する	○-要する	○	○						
		○-有	都市建設部都市計画課	○-条例	上田市景観条例	・開発面積が3,000㎡を超える開発事業について、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他土地の形質の変化及び木竹の伐採に該当する場合は届出を義務付け。 ・同一敷地若しくは、一段の土地や水面に設置されるものであって、太陽電池モジュールの面積が500㎡を超えるものは、行為着手の30日前までに行為届出書の提出を義務付け。 ・太陽電池モジュールの面積が、合計で1,000㎡を超えるものは、大規模特定行為として行為届出の30日前(行為着手60日前)までに事前協議書の提出を義務付け。 ※(Q8補足)住民への事前説明等を行った場合は経過を	○-届出制	×-不要	○-要する	×-不要	○	○						
		○-有	都市計画課 調査計画担当	☆-ガイドライン	太陽光発電施設の適正導入ガイドライン	出力50kW以上の事業用の太陽光発電施設を対象(建築物へ設置するものを除く)とし、下記内容をガイドラインとして策定 ・「立地を避けるべきエリア」、「立地に慎重な検討が必要なエリア」の明示 ・「適正な導入のために遵守すべき事項」の明示 ・地域との合意形成 ・「太陽光発電設備の設置に関する指導要綱」に基づく届出 ・設置後の適切な維持管理 ・事業終了時の適正な撤去・廃止	○-届出制	○-要する	○-要する	○-要する							○	
		○-有	都市建設部都市計画課	△-要綱、要領	上田市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱	土地に自立する太陽光発電施設で、開発面積が1,000㎡以上かつ、太陽光発電出力が50kW以上の場合、届出が必要。届出の40日前までに事前協議書による市への協議また標識による住民周知を行い、標識の設置後速やかに住民説明会を実施。	○-届出制	○-要する	○-要する	○-要する			○					
		○-有	都市建設部都市計画課	○-条例	上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例	土地に自立する太陽光発電施設で、開発面積が1,000㎡以上かつ、太陽光発電出力が50kW以上の場合、届出が必要。事前協議の30日前までに標識を設置し、市との協定締結前までに、地域住民との協議を整える。(説明会開催必須)	○-届出制	○-要する	○-要する	○-要する	○							

太陽光発電施設設置に係る県内市町村取組状況等調査結果(R2.4末現在)

地域	市町村名	届出等を要する法令等の有無	法令等担当窓口(課、係名)	根拠規定	条例等名称	主な内容	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結	条例	規則	要綱・要領	規定	基準	ガイドライン		
上伊那	伊那市	○-有	都市整備課計画係	○-条例	伊那市景観条例	太陽光パネル設置に伴い、下記の行為が生じる場合には行為着手の30日前までに届出を要する。 ・築造面積1,000㎡を超える工作物、又は高さ10m(景観形成重点地区は5m)を超える工作物の設置 ・土地の形質の変更(土地の面積が1,000㎡(景観形成重点地区は300㎡)を超えるもの、又は生じる法面・擁壁の高さが2mを超えるもの)	○届出制	×-不要	×-不要	×-不要	○	○						
	駒ヶ根市	○-有	都市計画課景観建築係	○-条例	駒ヶ根市景観条例	設置面積500㎡を超える地上設置型太陽光発電設備が対象	○届出制	○-要	×-不要	×-不要	○							
		○-有	環境課環境保全係	☆-ガイドライン	地上への太陽光発電設備設置に関するガイドライン	太陽光発電設備の設置における必要な手続きや、地元説明会の要点を解説	×届出不要	○-要	×-不要	×-不要							○	
	辰野町	○-有	住民税務課生活環境係	☆-ガイドライン	辰野町再生可能エネルギー発電施設の建設に関するガイドライン	発電施設容量が10kW以上の新設、増設、改修が対象。事業者は建設計画書、説明会実施状況調書(太陽光は50kW以上)、設置届、廃止届を町に提出する。	○届出制	○-要	○-要	×-不要							○	
	箕輪町	○-有	住民環境課生活環境係	☆-ガイドライン	箕輪町再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン	発電施設容量が10kW以上の建設が対象、町への計画・着工・完了に関する届出、住民(住民、地権者、関係区)に説明会の実施に努めなければならない。	○-届出制	○-要する	○-要する	×-不要							○	
		○-有	建設課建設管理係	○-条例	箕輪町景観条例	高さ15mを超えるもの又はパネル面積の合計が100㎡を超えるもの又は発電容量10kWを超えるもの	◎-許可制	×-不要	×-不要	×-不要	○							
	飯島町	○-有	住民税務課生活環境係	○-条例	飯島町地域自然エネルギー基本条例、飯島町自然エネルギー活用発電施設設置手続きに関する規則	事業者が行う手続の明確化。発電施設の容量が10kW以上の新設・増設、大規模な改修を行う場合を対象。(太陽光・小水力・風力・バイオマス・その他自然エネルギーによる発電施設) ①事業者は、事業計画が明らかになった時点で、発電施設設置計画書に必要書類を添付して、町へ提出する。 ②事業者は事前に当該地域(発電施設からの距離100m、風力発電は600m以内)を含む区、自治会及び隣接の区、自治会の住民等に対し、十分な事業説明を行う。 ③事業説明会で出た意見を議事録とし、区及び自治会との協議結果を、発電施設等の設置計画同意書(区、自治会長の同意書)に添付して、町に届ける。 ④町で、許可証を交付する。→許可。工事着手。農地の場合は、農地転用・農振除外等の手続きを経てから工事着手	◎-許可制	○-要	○-要	○-要	○	○						
	南箕輪村	○-有	住民環境課生活環境係	☆-ガイドライン	南箕輪再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン	10kW以上の再生可能エネルギー施設建設等をする場合、村への計画・着工・完了に関する届出、住民等への説明会の実施に努めなければならない。	○届出制	○-要	×-不要	×-不要							○	
		○-有	建設水道課建設工事係	★-その他(規定、基準等)	南箕輪村景観計画	太陽光発電設備等のパネルの面積の合計が100㎡を超える場合	○届出制	×-不要	×-不要	×-不要					○			
	中川村	○-有	建設水道課建設係	○-条例	中川村美しい村づくり条例	最大総出力100kWを超えるもの	○届出制	×-不要	○-要	×-不要	○							
		○-有	住民税務課生活環境係	☆-ガイドライン	中川村再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン	最大総出力10kWを超えるもの	○届出制	○-要	○-要	×-不要							○	
	宮田村	○-有	みらい創造課	☆-ガイドライン	再生可能エネルギー発電施設建設ガイドライン	発電施設の容量が10キロワット以上の新設、増設、改修(以下「建設等」という。)を対象とする。太陽光発電施設、小水力発電施設、風力発電施設、その他再生可能エネルギー発電施設	○届出制	○-要	×-不要	×-不要							○	

太陽光発電施設設置に係る県内市町村取組状況等調査結果(R2.4末現在)

地域	市町村名	届出等を要する法令等の有無	法令等担当窓口(課、係名)	根拠規定	条例等名称	主な内容	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結	条例	規則	要綱・要領	規定	基準	ガイドライン	
南信州	飯田市	○-有	地域計画課 開発指導係	○-条例	飯田市土地利用調整条例	関係法令:なし 太陽電池モジュール設置面積が500㎡を超えるもの、太陽電池モジュール高さが10mを超えるもの、行為に係る土地の面積が1,000㎡を超えるものは届出を要し、行為に対する基準である特定開発事業等の基準への適合を求める。基準に適合しない場合は、指導・勧告・公表を行う。届出の一部は該当地域の地域協議会の長へ通知し、地域協議会の長は地域土地利用計画の推進の見地から意見を述べるができるほか、必要と認める場合は届出者に対し説明会の開催を要請するよう市長に申し出ることができる。それを受けて市長は必要と認める場合は届出者に対し説明会の開催を要請する。 勧告・公表にあたっては、あらかじめ該当地域の地域協議会及び飯田市土地利用計画審議会の意見を聴く(公表は審議会のみ)	○-届出制	×-不要	×-不要	×-不要	○	○					
		○-有	地域計画課 開発指導係	○-条例	飯田市景観条例	関係法令:景観法 太陽電池モジュール設置面積が500㎡を超えるもの、太陽電池モジュール高さが10mを超えるもの、行為に係る土地の面積が1,000㎡を超えるものは届出を要し、行為に対する基準である景観育成基準への適合を求める。基準に適合しない場合は、指導・勧告・公表・変更命令等を行う。届出の一部は該当地域の地域協議会の長へ通知し、地域協議会の長は地域景観計画の推進の見地から意見を述べるができるほか、必要と認める場合は届出者に対し説明会の開催を要請するよう市長に申し出ることができる。それを受けて市長は必要と認める場合は届出者に対し説明会の開催を要請する。 勧告・公表・変更命令等にあたっては、あらかじめ該当地域の地域協議会及び飯田市土地利用計画審議会の意見を聴く	○-届出制	×-不要	×-不要	×-不要	○	○					
		○-有	地域計画課 開発指導係	△-要綱、要領	太陽光発電設備を設置する場合の届出等取扱い要領	土地に自立して設置する太陽光発電設備について、「土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更」に該当し、これらの規定による届出が必要とする行為として取扱うものとする。	○-届出制	×-不要	×-不要	×-不要			○				
		○-有	環境課 環境保全係	○-条例	飯田市環境保全条例	条例に基づき、3か所の自然環境保全地区を指定。指定地区内の山林または原野を一定規模以上開発する場合は、当該行為開始30日前までに届け出が必要。 ・大平地区 ・竜西地区(山本、三穂、川路を中心とする地区) ・竜東地区(龍江、上久堅、千代を中心とする地区)	○-届出制	×-不要	×-不要	×-不要	○	○					
松川町	松川町	○-有	環境水道課環境係	★-その他(規定、基準等)	松川町自然エネルギー利用推進方針	町、町民等、自然エネルギー事業者は基本理念に沿って自然エネルギー利用を推進する。	×届出不要	×-不要	×-不要	×-不要							○
		○-有	まちづくり政策課まちづくり推進係	○-条例	松川町土地利用の届出等に関する条例	太陽光発電設備について土地の形質の変更に該当し、面積が500㎡を超えるものは着手60日前までに届け出が必	○届出制	○-要	×-不要	×-不要	○	○					
		○-有	環境水道課環境係	☆-ガイドライン	松川町再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン	10kW以上の太陽光発電、その他の再生可能エネルギー発電設備の設置等を行う事業者が配慮及び調整する事項並びに遵守する事項を定める。事業者に対し計画書等や住民等説明会実施状況調書の提出を求める。	○届出制	○-要	○-要	×-不要							○

太陽光発電施設設置に係る県内市町村取組状況等調査結果(R2.4末現在)

地域	市町村名	届出等を要する法令の有無	法令等担当窓口(課、係名)	根拠規定	条例等名称	主な内容	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結	条例	規則	要綱・要領	規定	基準	ガイドライン		
南信州	高森町	○-有	建設課庶務係	○-条例	高森町土地利用の届出等に関する条例	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更:土地の面積が500㎡を超えるもの。土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更:土地の面積が500㎡を超えるもの。木竹の伐採:行為の面積が1,000㎡を超えるもの。水面の埋立て又は干拓:行為の面積が1,000㎡を一般地域:高さ10mを超えるもの又は太陽電池モジュールの築造面積が500㎡を超えるもの。重点地域:高さ8mを超えるもの又は太陽電池モジュールの築造面積が10㎡を超えるもの又は太陽電池モジュールの築造面積が10㎡を超えるもの。区内の土地を転用又は開発する場合は、事前に区長に届け出をし、指導を受けるものとする	○届出制	×-不要	×-不要	×-不要	○							
		○-有	建設課庶務係	○-条例	高森町景観条例	区内の土地を転用又は開発する場合は、事前に区長に届け出をし、指導を受けるものとする	○届出制	×-不要	○-要	×-不要	○							
		○-有	上市田区	★-その他(規定、基準等)	上市田景観形成住民協定	区内の土地を転用又は開発する場合は、事前に区長に届け出をし、指導を受けるものとする	○届出制	×-不要							○			
		○-有	牛牧区	★-その他(規定、基準等)	牛牧景観形成住民協定	区内の土地を転用又は開発する場合は、事前に区長に届け出をし、指導を受けるものとする	○届出制	×-不要							○			
	阿南町	○-有	建設環境課環境水道係	☆-ガイドライン	阿南町再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン	太陽光、小水力、風力、バイオマス、その他再生可能エネルギー発電設備の設置等を行う事業者に対して、町、関係区及び近隣住民に対して事業概要を明らかにするための手続きや設備の設置等に当たり配慮すべき事項を定め、村長が保全地区を指定した場合、保全地区内において次の行為を行う場合は、行為を開始する日前30日までに届出が必要。 (1)建築物その他の工作物の新築、改築または増築 (2)宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質変更 (3)木竹の伐採 (4)土石類の採取	○-届出制	○-要する	○-要する	×-不要							○	
	阿智村	○-有	地域経営課環境政策係	○-条例	阿智村自然環境保全条例	上記条例により指定されているかいないかにかかわらず、村内において開発行為を行う場合は、当該行為着手日の30日前までに届出が必要。 (開発行為の種類と規模→別紙要綱のとおり)	○届出制	×-不要	×-不要	○-要	○			○				
		○-有	地域経営課環境政策係	△-要綱、要領	阿智村開発行為等指導要綱	上記条例により指定されているかいないかにかかわらず、村内において開発行為を行う場合は、当該行為着手日の30日前までに届出が必要。 (開発行為の種類と規模→別紙要綱のとおり)	○届出制	×-不要	×-不要	○-要				○				
	平谷村	×-無																
	根羽村	○-有	総務課	○-条例	根羽村自然環境保全条例	宅地等開発 1,000平方メートル以上の造成及びその土地の形質変更を行う行為で、一棟の延べ床面積が400平方メートル以上又は高さ10メートル以上の建築物の建設	◎許可制	○-要	○-要	○-要	○	○						
	下條村	○-有	振興課、建設係	○-条例	下條村自然環境保全条例	関係法令:自然環境保全条例 ・1000㎡以上の土地の区画形質を変更するときは、あらかじめ村長にその旨を届け出なければならない。 ・村長は必要に応じ、環境保全審議会の意見を聞くことが出来、必要と認めるときは、計画変更・廃止を指導または勧告することができる。	○届出制	×-不要	×-不要	×-不要	○							
	売木村	○-有	産業課	○-条例	売木村開発基本条例	関係法令 無 以下の事業者に対し、届出及び村との開発基本協定の締結を求める。	◎許可制	×-不要	×-不要	○-要	○	○						
		○-有	産業課	○-条例	売木村開発基本条例施行規 売木村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例 売木村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する	(1) 太陽光発電を行う事業者(再生可能エネルギー設備の設置及び管理等に要する敷地面積の合計が建物の屋根部分を除いて50平方メートル以上であるものに限る。) (2) 50キロワット以上の定格出力をもつ発電目的の再生可能エネルギー設備の設置を行う事業者	◎許可制	○-要	×-不要	×-不要	○	○						
	天龍村	×-無																
	泰阜村	×-無																
喬木村	×-無																	
豊丘村	○-有	環境課 環境係	○-条例	豊丘村の自然環境と開発行為との調和に関する条例	事業区域の面積が300㎡を超える事業に適用する。住民説明会、届出書の提出等を経て、村長が審査を行い、必要に応じて環境保全審議会に諮問する。	○届出制	○-要	○-要	×-不要	○	○							
大鹿村	○-有	総務課 企画財政係	○-条例	大鹿村美しい村づくり条例 大鹿村美しい村づくり条例施行規則	関係法令:なし 土地の形質の変更で、面積が1000㎡以上の場合は届出	○届出制	×-不要	×-不要	×-不要	○	○							
上松町	○-有	住民福祉課 生活環境係	○-条例	上松町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	発電出力10キロワット以上の事業に適用する。事業者は当該事業に着手しようとする60日前までに町長に届けて、協議しなければならない。	○届出制	○-要	○-要	×-不要	○	○							
南木曾町	○-有	建設環境課 環境住宅係	○-条例	南木曾町の自然環境等と再生可能エネルギー設備設置事業との調和に関する条例	・事業区域の面積が500㎡を超える事業に適用する。ただし建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く	○届出制	○-要	○-要	×-不要	○								

太陽光発電施設設置に係る県内市町村取組状況等調査結果(R2.4末現在)

地域	市町村名	届出等を要する法令等の有無	法令等担当窓口(課、係名)	根拠規定	条例等名称	主な内容	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結	条例	規則	要綱・要領	規定	基準	ガイドライン
木曾	木曾町	○-有	町民課環境政策室	○-条例	木曾町地域の環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	・抑制区域の指定 ・着手しようとする90日前までに町長の同意を得なければならない。(建築物の屋根又は屋上に設置する場合は適用しない。) ・事業区域の全部又は一部が抑制区域に位置するときは、御嶽山麓地域に適用 ・事業者は事前に住民等へ事業概要等を説明し、町に届出をするとともに開発基本協定を締結しなければならない。	○-届出制	○-要する	○-要する	×-不要	○	○				
	木曾町	○-有	観光商工課	○-条例	木曾町御嶽山麓地域開発基本条例	・発電目的の再生可能エネルギー設備(家庭用の設備を除く)の設置 定格出力10キロワット以上 ・熱利用目的の再生可能エネルギー設備(家庭用の設備)	○-届出制	○-要する	○-要する	○-要する	○					
	木祖村	○-有	住民福祉課 環境衛生担当	○-条例	木祖村自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	・届出の対象 事業区域面積が1,000㎡以上、かつ発電出力が10キロワット以上の事業に適用する。	○-届出制	○-要する	×-不要	×-不要	○					
	王滝村	○-有	福祉健康課 環境保全係	○-条例	王滝村自然環境等と再生可能エネルギー設備設置事業との調和に関する条例	事業区域の面積が500㎡を超える事業に適用する。 事業区域の近隣地で一体的な事業を施行する場合はその面積を合算する。	○届出制	○-要	×-不要	×-不要	○	○				
	大桑村		○-有	住民課生活環境係	○-条例	大桑村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	・建築物の屋根または屋上に太陽光パネルを設置する事業は本条例の適用外。 ・当該事業に着手しようとする90日前までに村長へ届け出をし、村長の同意が必要。 ・村長は事業区域が抑制地域内に位置するときは同意しないものとする(事業区域の総面積が100平方メートル以下の事業及び発電設備の高さが10メートル以下の事業は	◎-許可制	○-要する	○-要する	○-要する	○				
		○-有	住民課生活環境係	○-条例	大桑村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例 施行規則	・条例第7条第1項各号に規定する抑制区域は、規則の別表第1に掲げる区域とする。 ・抑制区域の変更または指定解除をするときは大桑村環境審議会の意見を聞かなければならない。	◎-許可制	○-要する	○-要する	○-要する	○	○				
松本市		○-有	都市政策課 都市デザイン担当	○-条例	松本市景観条例	関係法令:景観法 工作物の建設等で高さ13mを超えるもの又は築造面積1,000㎡を超えるもの。 景観計画により行為制限を定め、市が適合審査を行い、適合しない場合、指導・勧告・変更命令を行う。	○届出制	×-不要	×-不要	×-不要	○	○				
		○-有	都市政策課 都市デザイン担当	★-その他(規定、基準等)	松本市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導基準	対象となる設備→事業者が行う発電設備 対象となる規模→敷地の面積が1000㎡を超えるもの。 主な内容→区域、造成、がけ面の保護、雨水排水施設等の指導、住民等に対する調整の指導	○届出制	○-要	×-不要	×-不要						○

太陽光発電施設設置に係る県内市町村取組状況等調査結果(R2.4末現在)

地域	市町村名	届出等を要する法令等の有無	法令等担当窓口(課、係名)	根拠規定	条例等名称	主な内容	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結	条例	規則	要綱・要領	規定	基準	ガイドライン		
松本	塩尻市	○-有	生活環境課 環境係	☆-ガイドライン	塩尻市再生可能エネルギー利用設備の設置等に関するガイドライン	50kw以上の太陽光発電設備が対象(建築物に該当するもの及び設置者の事業所等と併設するものを除く)市への計画書、完了届及び変更・中止届の提出、地元住民等への説明会の実施を求める。	○-届出制	○-要する	○-要する	×-不要						○		
	安曇野市	○-有	都市計画課 計画係	○-条例	安曇野市の適正な土地利用に関する条例	安曇野市域は条例により6つの区域に区分され、①拠点市街区域、②準拠点市街区域、③田園居住区域、④田園環境区域については承認手続きにより設置可能であるが、⑤山麓保護区域、⑥森林環境区域については設置不可である。 また、①拠点市街区域、②準拠点市街区域については1,000m ² 、③田園居住区域、④田園環境区域については200m ² を超える場合には、承認手続きの前に、市の土地開発事業の規制(その他の開発事業)2,000m ² 以上の土地の形質変更及び高さ2mを超える切土、盛土を伴う土地の形質変更	◎許可制	○-要	○-要	×-不要	○	○				○		
	麻績村	○-有	住民課 環境衛生係	○-条例	麻績村環境保全条例	同意の制限	◎許可制	○-要	○-要	×-不要	○	○						
		○-有	振興課、建設係	○-条例	麻績村における再生可能エネルギー発電設備設置事業と環境等との調和に関する条例	建築物の屋根または屋上に再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は事業者は事前に村長の同意を得なければならない。 事業区域の全部または一部が抑制区域内に位置するときは同意しないものとする。(適用除外あり)	◎許可制	○-要	○-要	×-不要	○	○						
	生坂村	○-有	振興課	○-条例	生坂村における再生可能エネルギー発電設備設置事業と環境等との調和に関する条例	建築物の屋根又は屋上に再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、事業者は事前に届け出て村長の同意を得なければならない。事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置するときは同意しないものとする。	◎許可制	○-要	○-要	×-不要	○	○						
	山形村	▼-検討中																
	朝日村	○-有	建設環境課 上下水道環境係	○-条例	朝日村における再生可能エネルギー発電設備設置事業と環境等との調和に関する条例	建築物の屋根又は屋上に再生可能エネルギー発電設備を設置する場合を除き、事業者は事前に村長の同意を得なければならない。事業区域内の全部または一部が抑制区域に位置するときは同意しないものとする。	○-届出制	○-要する	○-要する	×-不要	○							
筑北村	○-有	住民福祉課	○-条例	筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例	・抑制区域内で実施する開発事業 ・発電出力が50kw以上のもの	○-届出制	○-要する	○-要する	○-要する	○	○							
	大町市	○-有	生活環境課	△-要綱、要領	大町市太陽光発電設備の設置管理に関する要綱	・太陽電池モジュールの合計出力が10キロワット以上の発電事業(土地に定着する発電設備)	○-届出制	○-要する	○-要する	×-不要			○					
	池田町	○-有	企画政策課町づくり推進係	○-条例	池田町の土地利用及び開発指導に関する条例	(1)9つの地域の別で設置可否が異なる。工作物の築造面積が10m ² を超えるものは土地利用調整協議が必要。 (2)次の場合は、(1)の協議が完了し、設置可能な地域であれば手続き完了、施工できる。 ①住宅の屋根への設置 ②総容量10kw未満の施設で、野立て(一部地域を除く)及び住宅以外の屋根への設置 (3)次の場合は、開発事業の承認が必要(住民説明会必須) ①(2)①を除く総容量10kw以上の太陽光発電施設の設	◎許可制	○-要	○-要	○-要	○	○						

太陽光発電施設設置に係る県内市町村取組状況等調査結果(R2.4末現在)

地域	市町村名	届出等を要する法令等の有無	法令等担当窓口(課、係名)	根拠規定	条例等名称	主な内容	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結	条例	規則	要綱・要領	規定	基準	ガイドライン	
北アルプス	松川村	○-有	総務課政策企画係	○-条例	松川村むらづくり条例	関係法令:松川村むらづくり条例 ①新規に地面に設置する場合 太陽光発電施設の面積が500㎡を超えるものは、条例に規定する開発事業としての手続きが必要。 ②既存施設の屋根等を利用して設置する場合 開発事業の対象となる施設に設置する場合は条例に規定する手続きが必要。 過去に開発事業の対象となった施設に設置する場合は変更届が必要。	◎許可制	○-要	○-要	○-要	○	○	○				
	白馬村	○-有	総務課企画係	○-条例	白馬村環境基本条例	関係法令:景観法 工作物の建設等で高さ18mを超えるもの又は、土地の形質変更等が3,000平方メートルを超える事業。 着手3ヶ月前までに事前協議を行い、村長との環境保全協定の締結が必要。	◎許可制	○-要	○-要	○-要	○	○					
	小谷村	×-無															
長野市	長野市	○-有	都市政策課	○-条例	長野市風致地区内における建築等の規制に関する条例	風致地区内で設置する場合は、風致地区の規制に関する許可が必要。	◎-許可制	×-不要	×-不要	×-不要	○	○					
		○-有	都市政策課	○-条例	長野市の景観を守り育てる条例	太陽光発電パネル面積(モジュール面積)が500㎡を超えるもの又は3,000㎡を超える土地の形質の変更を行う場合は、工事に着手する日の30日前までに届出が必要。 太陽光発電パネル面積が1,000㎡以上の場合は、工事に着手する日の90日前まで(パネル面積が500㎡を超え1,000㎡未満の場合は60日前まで)に届出の事前協議が	○-届出制	×-不要	○-要する	×-不要	○	○					
		○-有	環境保全温暖化対策課	○-条例	長野市自然環境保全条例	保全地域内において設置する場合は、許可が必要。 土地に自立して設置する50kW以上の太陽光発電施設を設置しようとする場合は、隣接住民等に対する説明会等を実施し、工事を着手する日の30日前までに届出書を提出する。	◎-許可制	×-不要	○-要する	×-不要	○	○					
		○-有	環境保全温暖化対策課	☆-ガイドライン	長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	※「災害防止・森林機能保全」に係るエリアでは届出対象【政策推進課】メガソーラー(1,000kW以上)の場合は開発行為等調書の提出が必要。開発行為等調整委員会で協議。【まちづくり課】景観法に基づく事前届出は、須坂市景観計画に定める「一般地域(面積1,000㎡)」、「景観育成重点地区(300㎡)」を超えた場合に必要。 【農業委員会】農地の場合には農地法の規定による農地転用許可申請が必要。	○-届出制	○-要する	×-不要	×-不要							○
	須坂市	○-有	生活環境課環境政策係	★-その他(規定、基準等)	開発行為等調整委員会内部規定	1000㎡以上の宅地開発等をおこなう場合、当該計画を市長に協議しなければならない。 関係法令:景観法 【景観形成重点地区(娯楽地区)】 太陽光発電施設の建設等で、築造面積20㎡を超えるものは届出が必要。 【その他地区】 太陽光発電施設の建設等で、築造面積1,000㎡を超えるものは届出が必要。 【開発特別規制地区】 原則として開発行為をしてはならない。 【開発普通規制地区】 規則で定める基準を超える行為をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長にその旨を届けなければならない。	○届出制	×-不要	○-要	×-不要				○			
長野	千曲市	○-有	建設課建築監理係	△-要綱、要領	千曲市宅地開発等指導要綱	1000㎡以上の宅地開発等をおこなう場合、当該計画を市長に協議しなければならない。	○届出制	○-要	○-要	○-要			○				
		○-有	都市計画課計画係	○-条例	千曲市美しいまちづくり景観条例	関係法令:景観法 【景観形成重点地区(娯楽地区)】 太陽光発電施設の建設等で、築造面積20㎡を超えるものは届出が必要。 【その他地区】 太陽光発電施設の建設等で、築造面積1,000㎡を超えるものは届出が必要。	○届出制	×-不要	×-不要	×-不要	○	○					
		○-有	環境課環境保全係	○-条例	千曲市生活環境保全条例	【開発特別規制地区】 原則として開発行為をしてはならない。 【開発普通規制地区】 規則で定める基準を超える行為をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長にその旨を届けなければならない。	○届出制	○-要	×-不要	×-不要	○	○					
坂城町	○-有	住民環境課環境保全係	○-条例	坂城町生活環境保全条例施行規則	1,000㎡以上の土地の開墾その他土地の形質の変更を行う場合	○届出制	○-要	○-要	×-不要	○	○						

太陽光発電施設設置に係る県内市町村取組状況等調査結果(R2.4末現在)

地域	市町村名	届出等を要する法令等の有無	法令等担当窓口(課、係名)	根拠規定	条例等名称	主な内容	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結	条例	規則	要綱・要領	規定	基準	ガイドライン	
	小布施町	○-有	建設水道課都市計画係	○-条例	小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例	景観計画区域における行為の届出(全域)・事前協議(景観形成重点地区)が必要。	○届出制	×-不要	○-要	×-不要	○	○					
	高山村	○-有	総務課企画財政係	○-条例	高山村開発行為の調整に関する条例	1000㎡以上の土地の区画若しくは形質の変更又は建築物等を建設する行為	◎許可制	×-不要	○-要	×-不要	○	○					
		○-有	総務課企画財政係	○-条例	高山村景観条例	太陽電池モジュールの合計面積が500㎡を超えた場合に届出	◎許可制	×-不要	×-不要	×-不要	○	○					
	信濃町	○-有	総務課まちづくり企画係	△-要綱、要領	信濃町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱	施行区域の面積が1,000㎡以上を越える場合、別途定める指導基準により対応	○-届出制	○-要する	○-要する	○-要する				○			
		○-有	総務課まちづくり企画係	△-要綱、要領	太陽光発電施設設置実施要領	定格出力が20kw以上または、400㎡以上の土地に自立して設置する場合。 事前協議及び指導基準により対応する。	○-届出制	○-要する	○-要する	×-不要				○			○
	飯綱町	○-有	住民環境課生活環境係	○-条例	飯綱町自然環境保全条例施行規則	関係法令:自然環境保全条例。1,500平方メートル以上の造成及びその土地の形質変更を行う行為、建築物1棟の延べ床面積が400㎡以上、建築物等の高さ10m以上の建設、及び定格出力が10キロワット以上の発電設備及びその付属設備の設置の場合。 地域住民組織からの意見聴取。自然環境保全協定の締結	◎許可制	○-要	○-要	○-要	○	○					
小川村	○-有	住民福祉課住民係	△-要綱、要領	小川村太陽光発電施設の設置に関する指導要綱	定格出力が20キロワット以上又は開発行為等の面積が400平方メートル以上の施設	○届出制	○-要	○-要	×-不要				○				
北信	中野市	○-有	環境課環境係	○-条例	中野市自然保護条例	関係法令:自然保護条例 自然休養地において、次のいずれかの開発行為を行う場合は許可が必要。 ・300㎡以上の土地の形質を変更する場合 ・1,000㎡以上の木竹を伐採する場合 ・延べ面積50㎡超、または高さ9m超の建築物その他の工作物を建築、用途変更する場合	◎許可制	×-不要	○-要	×-不要	○						
	飯山市	○-有	まちづくり課まち並整備係	○-条例	飯山市景観条例施行規則	関係法令:飯山市景観条例 電気供給施設、通信等施設の新設・増設・改築又は移転について、高さ8メートル又は築造面積20平方メートルを超す土地に自立して設置する太陽光発電施設のうち、太陽光モジュール面積が300㎡以上の場合、隣接土地・家屋の所有者・居住者や区長等への説明化を実施した上で、要望、意見等に適切に対応するよう規制している。	○届出制	○-要	○-要	×-不要	○	○					
		○-有	まちづくり課まち並整備係	☆-ガイドライン	飯山市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン		○届出制	○-要	○-要	×-不要							○
	山ノ内町	○-有	建設水道課計画監理係	○-条例	山ノ内町景観条例施行規則	関係法令:山ノ内町景観条例 条例第2条第4号シに掲げる工作物の建設等に該当し、該当行為に係る太陽電池モジュールの築造面積の合計が20平方メートルを超える場合届けが必要とする行為と太陽光等自然エネルギー発電設備の設置・改修・増設について、以下の基準を超える場合は、自然保護審議会の意見を聞き、基準に基づき村長が開発行為の許可を行う。	○届出制	×-不要	×-不要	×-不要	○	○					
	木島平村	○-有	建設課農村整備係	○-条例	木島平村自然保護条例	●自然休養地開発:高さ5メートル又は面積20㎡を超える	◎許可制	○-要	○-要	×-不要	○	○					
	野沢温泉村	○-有	観光産業課 商工観光係	○-条例	野沢温泉村うるおいのある美しいまちづくり条例	関係法令:野沢温泉村うるおいのある美しいまちづくり条例 建築物、工作物、広告物の建設等・土地の変更・その他景観に影響を及ぼす行為に対し届け出を求め、街づくり推進委員会において指導助言を行う。	○届出制	×-不要	×-不要	×-不要	○	○					
栄村	○-有	商工観光課	○-条例	栄村自然環境保護条例	関係法令:自然保護条例 工作物の建設等で高さ16m以上又は延面積500㎡以上、1.0ha以上の立木伐採の場合届出	○届出制	○-要	○-要	×-不要	○	○						

太陽光発電施設設置に係る県内市町村取組状況等調査結果(R2.4末現在)

地域	市町村名	届出等を要する法令等の有無	法令等担当窓口 (課、係名)	根拠規定	条例等名称	主な内容	許可・届出	住民への事前説明	事前協議	協定締結	条例	規則	要綱・要領	規定	基準	ガイドライン
----	------	---------------	-------------------	------	-------	------	-------	----------	------	------	----	----	-------	----	----	--------

○県内市町村において太陽光発電施設を設置する場合に対象となる条例等を掲載しています(H30.4末時点)。

なお、本表は県独自に取りまとめたものであり、開発にあたっての参考として掲載しています。また、本表に記載されていない市町村の規制等がある場合もありますので、詳細については該当市町村にお問い合わせください。

○本表における「許可制」、「届出制」、「届出不要」の基準

・「許可制」

条例等で基準を設け、その基準に適合しない場合には事業者に対し是正を求め、是正されない場合には事業者に対して不利益となる可能性のある行為(※)を行うことが予定されているもの。

※不利益となる可能性のある行為は、罰則、公表等の事業者の不利益となる可能性のあるものであり、勧告は含まれない。

・「届出制」

事業者に対し、市町村がその事業内容を把握することが可能となる手続を求めているもの。

・「届出不要」

事業者に対し、市町村がその事業内容を把握することが可能ではない手続を求めているもの。(例:事業者に対して近隣住民への説明のみを求めている場合。)